

単純な労務に雇用される職員の範囲を定める規則

平成27年3月30日規則第13号

本組合において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員とは、焼却又は処理夫の行う労務を行う者をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。